

平成十五年五月十三日提出
質問第七一号

貸し渋り・貸し剥がしホットラインの機能不全に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

貸し渋り・貸し剥がしホットラインの機能不全に関する質問主意書

金融庁設置の貸し渋り・貸し剥がしホットラインについて、平成十五年五月九日衆議院財務金融委員会にて竹中金融担当大臣に質疑をさせて頂いた。

そこでお尋ねする。

一 三月末までに受け付けた六二八件すべてについて銀行にヒアリングをした、との竹中大臣の答弁を頂いたが、ヒアリングをした金融機関は全部でいくつあるか。

また、その金融機関を主要行、地銀、信金、信組、政府系金融に分類するとそれぞれいくつか。相談一件につき、複数の銀行にヒアリングした場合は、それも明記頂きたい。

二 六二八件のうち、金融再生プログラム1(2)(オ)にある「不当な貸し剥がし等」に当たる疑いのあるケースは何件あるか。また、その概略はどのようなケースか。

三 六二八件のうち、金融再生プログラム1(2)(オ)②にある「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」によって通報された内容を吟味した結果、重大な問題があると判断される場合」は、何件あったか。また、その概略はどのようなケースか。

四 ホットラインは昨年十月二十五日に設置され、同月六六件、翌十一月一八二件、十二月一〇九件の受付があり、前二項でお尋ねした質問に対して、未だ結論が出ていないとすれば、最長七ヶ月近く結論が出ていない通報案件があることになり、ホットラインの役割を果していないとも考えられるが、いかがか。

五 いつまでに、二及び三の質問に対して、判断するのか。

六 金融再生プログラム1(2)(オ)②にある「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」によって通報された内容を吟味した結果、重大な問題があると判断される場合には、その金融機関に対して報告を徴求する」に関して、徴求するかしないか、いつまでに判断するか。

七 ホットラインへの情報提供者と連絡を取って話を聞いた件数は六二八件中、何件あるか。

八 ホットライン受付案件の対応結果の発表はなされるおつもりか。その内容と期限をお示し願いたい。

右質問する。